

新型コロナで影響を受ける 事業者向け支援策 早わかり解説 ～持続化給付金 編～

(2020年5月6日現在)

共催



×



一般社団法人

日本金融人材育成協会

講師 七田 亘

(中小企業診断士・社会保険労務士)

持続化給付金

コロナ対策施策活用 3ステップ

Step 1 現状把握

- 「必要な資金はいくらか？」を把握
- 今後1年の資金繰り表作成

Step 2 資金確保と支出抑制

- 資金確保：融資・助成金・給付金
- 支出抑制：税・社会保険料とその他経費

Step 3 コロナ後の対策

- 設備投資・販路開拓

コロナ対策施策活用 3ステップ

Step 1 現状把握

- 「必要な資金はいくらか？」を把握
- 今後1年の資金繰り表作成

Step 2 資金確保と支出抑制

- 資金確保：融資・助成金・給付金
- 支出抑制：税・社会保険料とその他経費

Step 3 コロナ後の対策

- 設備投資・販路開拓

新型コロナウイルスの影響で困っている中小企業・小規模事業者向け：主な支援制度一覧表 (2020年5月6日現在)

注意

この一覧表は内容を簡略化しています。また、制度内容は日々更新されているので、詳細を問い合わせ先HPで確認し、その上で不明点があれば電話等で確認して下さい。

発行者：七田総合研究所株式会社

代表取締役 七田 亘 (中小企業診断士・社会保険労務士)

七田総合研究所
株式会社HP



資金繰り	売上減少したので融資を受けたい	信用保証 (セーフティネット保証) (危機関連保証)	<ul style="list-style-type: none"> 【4号】 100%保証 (売上20%以上減) 【5号】 80%保証 (売上5%以上減) 【危機】 100%保証 (売上15%以上減) 	最寄りの信用保証協会
	上記に該当しないが融資を受けたい	無利子・無担保融資 (新型コロナウイルス感染症特別貸付)	コロナで売上5%以上減 融資限度額 (国民事業) : 6,000万円 (別枠) (中小事業) : 3億円 (別枠)	日本政策金融公庫 0120-154-505
	上記に該当しないが融資を受けたい	セーフティネット貸付	売上減少幅に関係なく 融資限度額 (国民事業) : 4,800万円 (中小事業) : 7.2億円	日本政策金融公庫 0120-154-505
	コロナで売上が半減した	持続化給付金 (※ 現金給付)	前年の総売上(事業収入) -(前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月) 上限：中小200万円、個人事業100万円	事業コールセンター 0120-115-570
	とにかく資金流出を防ぎたい	税金・社会保険料の猶予制度	納付困難な場合、国税・地方税・厚生年金等の納付を猶予	最寄りの 税務署・都道府県・ 市町村・年金事務所
休業補償	従業員を休業させた	雇用調整助成金 (コロナ特例 4/1~6/30)	休業手当等を助成 1人1日8,330円を上限 助成率：中小企業 (4/5、解雇無い場合9/10) (※一定の要件を満たすと最大10/10)	厚生労働省 相談コールセンター 0120-60-3999
	子供がいる従業員を休ませた	学校等休業助成金 (労働者を休ませた事業者向け)	小学校等の臨時休業等で従業員を有給(年次有給休暇を除く)で休ませた場合 賃金助成額：1人1日8,330円を上限	厚生労働省 相談コールセンター 0120-60-3999
	子供がいるフリーランスが休業した	学校等休業支援金 (フリーランス向け)	小学校等の臨時休業等で休業した場合 支援額：1日4,100円 (定額)	厚生労働省 相談コールセンター 0120-60-3999
設備投資 販路開拓	新製品・サービス開発やプロセス改善のために設備投資等をしたい	ものづくり補助金 (一般型)	付加価値額や給与支給総額等を一定程度向上する計画に従って実施した設備投資等を補助 補助上限：1,000万円 補助率：1/2~2/3	ものづくり補助金 事務局
	販路開拓をしたい	小規模事業者持続化補助金	策定した経営計画に従って実施した販路開拓等の取組の費用を補助 補助率：2/3 補助上限：通常枠50万円/特別枠100万円	通常型：全国商工会連合会 日本商工会議所 特別型：中小企業基盤整備機構
	ITツールを導入して業務効率化をしたい	IT導入補助金	ITツール(ソフトウェア、サービス等)導入費用やハードウェアのレンタル代等を補助 補助額：30~450万円 補助率：1/2~2/3	IT導入補助金 事務局

持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、作家・俳優業など幅広い業種で、事業収入（売上）を得ている法人・個人の方が対象となりますので、本制度の活用をご検討ください。

【給付額】

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

【給付対象の主な要件】

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。
- ②2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
- ③法人の場合は、
(Ⅰ) 資本金の額または出資の総額が10億円未満、又は、
(Ⅱ) 上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

【申請サイト】

「持続化給付金」の事務局HP

<https://www.jizokuka-kyufu.jp>



【申請要領・よくあるお問合せ等】

上記の事務局HPまたは、経済産業省HPよりご確認ください。

経済産業省HP（持続化給付金）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>



【お問合せ先】

持続化給付金事業 コールセンター

直通番号：0120-115-570 IP電話専用回線：03-6831-0613

受付時間：8時30分～19時00分

※5月・6月（毎日）、7月から12月（土曜日を除く）

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

持続化給付金とは

申請・受取について

申請サポート会場

よくあるご質問

【中小法人・個人事業者のための】

持続化給付金

じぞくかきゆうふきん

⚠ なりすましサイト・SNSにご注意ください

持続化給付金の名称を語るなりすましサイトやSNSの存在が報告されています。
個人情報が不正に取得される恐れがございますので十分ご注意ください。



MENU

持続化給付金とは

▶ 制度内容

▶ 対象者要件

▶ スケジュール

申請・受取について

▶ 申請方法・必要書類

▶ 給付金受取方法

▶ 電子申請の操作について

▶ 申請内容の確認（マイページ）

▶ **申請する**

(02:00-03:00はシステムメンテナンスのため申請できません)



持続化給付金とは ▾

申請・受取について ▾

申請サポート会場 ▾

よくあるご質問 ▾

資料ダウンロード

みなさまへ

▶ 持続化給付金申請要領における
主な修正点 (PDF)
更新日：2020年5月1日



中小法人等のみなさまはこちら

▶ 中小法人等
持続化給付金申請要領
(申請のガイダンス) (PDF)
更新日：2020年5月1日



▶ 中小法人等
持続化給付金申請規程 (PDF)
更新日：2020年5月1日



▶ 中小法人等
持続化給付金給付規程 (PDF)
更新日：2020年5月1日



▶ 中小法人等
給付額算定シミュレーション
通常の申請 (Excel)
更新日：2020年5月1日



▶ 中小法人等
給付額算定シミュレーション
創業特例の場合 (Excel)
更新日：2020年5月1日



▶ 中小法人等
給付額算定シミュレーション
季節性収入特例の場合 (Excel)
更新日：2020年5月1日



個人事業者等のみなさまはこちら

▶ **個人事業者等**
持続化給付金申請要領
(申請のガイドス) (PDF)
更新日：2020年5月1日



▶ **個人事業者等**
持続化給付金申請規程 (PDF)
更新日：2020年5月1日



▶ **個人事業者等**
持続化給付金給付規程 (PDF)
更新日：2020年5月1日



▶ **個人事業者等**
給付額算定シミュレーション
通常の申請 (Excel)
更新日：2020年5月1日



▶ **個人事業者等**
給付額算定シミュレーション
白色等の申請の場合 (Excel)
更新日：2020年5月1日



▶ **個人事業者等**
給付額算定シミュレーション
新規開業特例の場合 (Excel)
更新日：2020年5月1日



▶ **個人事業者等**
給付額算定シミュレーション
季節性収入特例の場合 (Excel)
更新日：2020年5月1日



持続化給付金 申請要領

(申請のガイダンス)

中小法人等向け

2020年5月1日

持続化給付金事務局

(中小企業庁 令和2年度補正 持続化給付金事務事業)

持続化給付金 申請要領

(申請のガイダンス)

個人事業者等向け

2020年5月1日

持続化給付金事務局

(中小企業庁 令和2年度補正 持続化給付金事務事業)

持続化給付金の申請手順

1

持続化給付金ホームページへアクセス！

持続化給付金

検索

持続化給付金の申請用HP (<https://jizokuka-kyufu.jp>)

2

申請ボタンを押して、メールアドレスなどを入力【仮登録】

3

入力したメールアドレスに、メールが届いていることを確認して、
【本登録】へ

4

ID・パスワードを入力すると【マイページ】が作成されます

● 基本情報 ● 売上額 ● 口座情報 を入力

法人の基本事項と、
ご連絡先入力すると、
申請金額を
自動計算！【通帳の写し】を
アップロード！

5

必要書類を添付

- 2019年の確定申告書類の控え
 - 売上減少となった月の売上台帳等の写し
- ※スマホなどの写真画像でもOK（できるだけきれいに撮ってください！）

申請

持続化給付金事務局で、申請内容を確認
※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡が入ります。

通常2週間程度で、給付通知書を発送／ご登録の口座に入金

持続化給付金の申請手順

1

持続化給付金ホームページへアクセス！

持続化給付金

検索

持続化給付金の申請用HP (<https://jizokuka-kyufu.jp>)

2

申請ボタンを押して、メールアドレスなどを入力【仮登録】

3

入力したメールアドレスに、メールが届いていることを確認して、
【本登録】へ

4

ID・パスワードを入力すると【マイページ】が作成されます

● 基本情報 ● 売上額 ● 口座情報 を入力

個人事業者等の基本
事項と、ご連絡先入力すると、
申請金額を
自動計算！【通帳の写し】を
アップロード！

5

必要書類を添付

- 2019年分の確定申告書類の控え
 - 売上減少となった月の売上台帳等の写し
 - 身分証明書の写し
- ※スマホなどの写真画像でもOK（できるだけきれいに撮ってください！）

申請

持続化給付金事務局で、申請内容を確認
※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡が入ります。

通常2週間程度で、給付通知書を発送／ご登録の口座に入金

宣誓・同意事項のチェック

- ☑ **給付対象要件**を満たしていること(満たしていない場合は電子申請で先に進めません)
 - (1)2020年4月1日時点で、資本金の額又は出資の総額が10億円未満もしくは常時使用する従業員数が2,000人以下
 - (2)2019年以前から事業収入(売上)を得ており、今後も事業継続意思があること
 - (3)2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月(対象月)が存在すること
- ☑ 必須入力事項及び証拠書類等の内容が虚偽でないこと
- ☑ **不給付要件(給付対象外となる者)**に該当しないこと
 - (1)国、法人税法別表第一に規定する公共法人
 - (2)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
 - (3)政治団体
 - (4)宗教上の組織若しくは団体
 - (5)(1)から(4)までに掲げる者のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でない中小企業庁長官が判断する者
- ☑ 事務局及び中小企業庁長官の委任した者が行う、関係書類の提出指導、事情聴取、立ち入り検査等の調査に応じること
- ☑ 不正受給が判明した場合には、規定に従い給付金の返還等を行うこと
- ☑ 暴力団排除に関する誓約事項に同意すること
- ☑ 持続化給付金給付規程(中小法人等向け)に従うこと

基本情報の入力

事業者の基本情報と連絡先について入力
※法人番号を入れるとカンタン

証拠書類等及び給付額の算定に関する特例 はP.22へ

申請フォームの入力

売上情報

- 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入(2019年度か2018年度の金額)
- 決算月(1月~12月)
- 対象月の月間事業収入(2020年の売上減少月の金額)
- 直前の事業年度の対象月の月間事業収入
→【申請金額】(=給付額)は自動計算されます

添付資料

- ① 対象月の属する事業年度の直前の事業年度(原則2019年度)の **計3枚** 確定申告書別表一の控え(1枚)、及び法人事業概況説明書の控え(2枚(両面))

※確定申告書別表一の控えには收受日付印が押されていること。
※e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付すること。

- ② 対象月の月間事業収入がわかるもの(2020年〇月と明確に記載されている)
※売上台帳、帳面その他の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とする

口座情報

- 金融機関名 ●金融機関コード
- 支店名 ●支店コード
- 種別(普通・当座)
- 口座番号 ●口座名義人

添付資料

- ① 法人名義の口座通帳の写し(法人の代表者名義も可)
※通帳のオモテ面、通帳を開いた1・2ページ目の両方
※電子通帳など、紙媒体の通帳がない場合は画面コピー

宣誓・同意事項のチェック

- ☑ **給付対象要件**を満たしていること(満たしていない場合は電子申請で先に進めません)
 - (1)2019年以前から事業収入(売上)を得ており、今後も事業継続意思があること
 - (2)2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月(対象月)が存在すること
- ☑ 必須入力事項及び証拠書類等の内容が虚偽でないこと
- ☑ **不給付要件(給付対象外となる者)**に該当しないこと
 - (1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
 - (2)宗教上の組織若しくは団体
 - (3)(1)(2)に掲げる者のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でない中小企業庁長官が判断する者
- ☑ 事務局及び中小企業庁長官の委任した者が行う、関係書類の提出指導、事情聴取、立ち入り検査等の調査に応じること
- ☑ 不正受給が判明した場合には、規定に従い給付金を返還すること
- ☑ 暴力団排除に関する誓約事項に同意すること
- ☑ 持続化給付金給付規程(個人事業者等向け)に従うこと

基本情報の入力

事業者の基本情報と連絡先について入力

証拠書類等及び給付額の算定に関する特例 はP.25へ

申請フォームの入力

売上情報

- 2019年の年間事業収入
- 対象月の月間事業収入(2020年の売上減少月の金額)
- 2019年の対象月と同月の月間事業売上
→【申請金額】(=給付見込額)は自動計算されます

添付資料

- ① **青色申告の場合 計3枚(a)1枚のみ可**
 - (a) 2019年分の確定申告書第一表の控え(1枚)、及び
 - (b) 所得税青色申告決算書の控え(2枚)
※(a)のみを提出する場合は、P10を要確認
- ▼ **白色申告の場合 計1枚**
2019年分の確定申告書第一表の控え(1枚)

※確定申告書第一表の控えには收受日付印が押されていること。
※e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付すること。

- ② 対象月の月間事業収入がわかるもの(2020年〇月と明確に記載されている)
※売上台帳、帳面その他の2020年分の確定申告の基礎となる書類を原則とする

口座情報

- 金融機関名 ●金融機関コード
- 支店名 ●支店コード
- 種別(普通・当座)
- 口座番号 ●口座名義人

添付資料

- ① 申請者本人名義の口座通帳の写し
※通帳のオモテ面、通帳を開いた1・2ページ目の両方
※電子通帳など、紙媒体の通帳がない場合は画面コピー
- ② **本人確認書類**
(住所・氏名・明瞭な顔写真のある下記のいずれか)
(1)運転免許証(両面)
(2)個人番号カード(表面のみ)
(3)写真付きの住民基本台帳カード
(4)在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書(在留資格が特別永住者のものに限る)
※いずれの場合も申請を行う日において有効なものであり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る
(1)~(4)を保有していない場合には、(5)又は(6)いずれかの組み合わせで代替することができる
(5)住民票の写し及びパスポートの両方
(6)住民票の写し及び各種健康保険証の両方

1. 申請の要件を確認する（給付対象者・不給付要件）

■ 給付対象者・不給付要件

● 給付対象者

- (1) 2020年4月1日時点において、次のいずれかを満たす法人であること。
ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のいずれかを満たす法人であることが必要です。

- ① 資本金の額又は出資の総額（※1）が**10億円未満**であること。
② 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員（※2）の数が**2,000人以下**であること。

- (2) **2019年以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。**

※事業収入は、確定申告書（法人税法第二条第一項三十一号に規定する確定申告書を指す。以下同じ。）別表一における「売上金額」欄に記載されるものと同様の考え方によるものとします。

- (3) 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、**前年同月比で事業収入が50%以上減少した月**（以下「対象月」という。）があること。

※対象月は、2020年1月から申請する月の前月までの間で、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月のうち、ひと月を任意で選択できます。

※対象月の事業収入については、**新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体から休業要請に伴い支給される協力金などの現金給付を除いて算定することができます。**

※1「基本金」を有する法人については「基本金の額」と、一般財団法人については「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替える。

※2「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指す。（パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断。会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しない。）

注：一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

● 不給付要件

下記の(1)から(5)のいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。

- (1) 国、法人税法別表第一に規定する公共法人
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織若しくは団体
- (5) (1)から(4)までに掲げる者のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと中小企業庁長官が判断する者

1. 申請の要件を確認する（給付対象者・不給付要件）

■ 給付対象者・不給付要件

● 給付対象者

- (1) **2019年以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業継続する意思があること。**

※事業収入は、証拠書類として提出する確定申告書（所得税法第二条第一項三十七号に規定する確定申告書を指す。以下同じ。）第一表における「収入金額等」の事業欄に記載される額と同様の算定方法によるものとし、2019年の年間事業収入は、当該欄に記載されるものを用いることとします。

※ただし、証拠書類として住民税の申告書類の控えを用いる場合には、2019年の年間事業収入は市町村民税・道府県民税申告書の様式（5号の4）における「収入金額等」の事業欄に相当する箇所に記載されるものを用いることとします。

※なお、課税特例措置等により、当該金額と所得税青色申告決算書における「売上（収入）金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の額が異なる場合には、「売上（収入）金額」又は収支内訳書における「収入金額」を用いることができます。

- (2) 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、**前年同月比で事業収入が50%以上減少した月**（以下「対象月」という。）があること。

※対象月は、2020年1月から申請する月の前月までの間で、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月のうち、ひと月を申請者が任意に選択できます。

※青色申告を行っている場合、年同月の事業収入は、所得税青色申告決算書における「月別売上（収入）金額及び仕入金額」欄の「売上（収入）金額」の額を用いる。ただし、青色申告を行っている者で、①**所得税青色申告決算書を提出しない者（任意）、②所得税青色申告決算書に月間事業収入の記載がない者、③相当の事由により当該書類を提出できない者は、以下の白色申告を行っている者等と同様に、2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとします。**

※白色申告を行っている場合、確定申告書に所得税青色申告決算書（農業所得用）を添付した場合又は住民税の申告書類の控えを用いる場合には、月次の事業収入を確認できないことから、2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとします。

※対象月の事業収入については、**新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体から休業要請に伴い支給される協力金などの現金給付を除いて算定することができます。**

注：一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

● 不給付要件

以下の(1)から(3)のいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- (2) 宗教上の組織若しくは団体
- (3) (1)(2)に掲げる者のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと中小企業庁長官が判断する者

1. 申請の要件を確認する（申請期間・方法）

■申請期間・方法

(1)申請期間

給付金の申請期間は**令和2年5月1日**から**令和3年1月15日まで**となります。

注：電子申請の送信完了の締め切りが、令和3年1月15日の24時までとなります。

(2)申請方法

持続化給付金の申請用HP（<https://ijokuka-kyufu.jp>）からの電子申請。（電子申請の詳細はP12~を参照してください。）

下記の項目を申請画面に入力し、証拠書類等を申請画面上で添付して申請してください。

■入力必須事項

- | | |
|----------------------------|---------------------------------|
| ① 法人番号 | ② 法人名 |
| ③ 本店所在地 | ④ 業種 |
| ⑤ 設立年月日 | ⑥ 資本金の額又は出資の総額・常時使用する従業員数 |
| ⑦ 代表者・担当者情報 | ⑧ 代表者・担当者連絡先 |
| ⑨ 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の事業収入 | ⑩ 決算月 |
| ⑪ 対象月及び対象月の月間事業収入 | ⑫ 法人名義の振込先口座（法人の代表者名義も可。）に関する情報 |

■申請内容を証明する書類等（証拠書類等）

- ①対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表一の控え、及び法人事業概況説明書の控え
※少なくとも、**確定申告書別表一の控えには収受日付印が押印されていること。**
e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付すること。
- ②対象月の月間事業収入がわかるもの
※売上台帳、帳面その他の申請日の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも認める。
- ③法人名義の振込先口座の通帳の写し
- ④その他事務局が必要と認める書類

1. 申請の要件を確認する（申請期間・方法）

■申請期間・方法

(1)申請期間

給付金の申請期間は**令和2年5月1日**から**令和3年1月15日まで**となります。

注：電子申請の送信完了の締め切りが、令和3年1月15日の24時までとなります。

(2)申請方法

持続化給付金の申請用HP（<https://ijokuka-kyufu.jp>）からの電子申請。（電子申請の詳細はP12~を参照してください。）

下記の項目を申請画面に入力し、証拠書類等を申請画面上で添付して申請してください。

■入力必須事項

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| ① 屋号・雅号 | ② 申請者住所 |
| ③ 業種 | ④ 申請者氏名 |
| ⑤ 生年月日 | ⑥ 連絡先 |
| ⑦ 2019年の事業収入 | ⑧ 対象月及び前年同月の月間事業収入 |
| ⑨ 申請者本人名義の振込先口座に関する情報 | |

■申請内容を証明する書類等（証拠書類等）

- ①青色申告を行っている場合
(ア) 2019年分の確定申告書第一表の控え、及び所得税青色申告決算書の控え
(イ) 対象月の月間事業収入がわかるもの
(ウ) 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
(エ) P.21の本人確認書類
(オ) その他事務局が必要と認める書類
- ②白色申告を行っている場合
(ア) 2019年分の確定申告書第一表の控え
(イ) 対象月の月間事業収入がわかるもの
(ウ) 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
(エ) P.21の本人確認書類
(オ) その他事務局が必要と認める書類

※(ア)について、少なくとも、2019年分の**確定申告書第一表の控えには収受日付印が押印**（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていること。**ご自宅からのe-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付すること。**これらの提出が難しい場合には、P.18をご覧ください。

※(イ)について、売上台帳、帳面その他の2020年分の確定申告の基礎となる書類を原則とします。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも認めます。

Q6 確定申告書（控え）に収受印がありません（中小法人等）

A 提出していただく確定申告書（控え）は、必ず収受印※が押印されているものを提出してください。

※税務署印（もしくは税理士印）

もし、確定申告書（控え）に収受印が押印されていない場合は、代わりとして、税理士による押印及び署名がなされた月ごとの事業収入を証明する書類（様式自由）を提出してください。

※e-Taxの場合は「受信通知」を提出してください。

Q7 確定申告書（控え）に收受印がありません（個人事業者等）

A 提出していただく確定申告書（控え）は、必ず收受印※が押印されているものを提出してください。

※税務署印（もしくは青色申告会印・自治体印でも申請することはできますが、証拠書類等の確認に時間を要します）

もし、確定申告書（控え）に收受印が押印されていない場合は、代わりとして納税証明書（その2）を提出してください。

納税証明書（その2）も提出できない場合は、証拠書類等の確認に時間を要するため、給付までに大幅に時間を要します。

なお、証拠書類等の真正性が確認できないときは給付できない場合があります。

※e-Taxの場合は「受信通知」を提出してください。

法人

証拠書類等及び給付額の算定に関する特例

A: 証拠書類等に関する特例

A-1 直前の事業年度の確定申告が完了していない場合 P.23
 対象月の属する事業年度の2事業年度前の事業年度の確定申告書類等

A-2 申請書と証拠書類等の法人名が異なる場合 P.24

B: 給付額に関する特例

B-1 創業特例 P.25
2019年1月から12月までの間に設立した法人に対する特例
 履歴事項全部証明書

B-2 季節性収入特例 P.27
月当たりの事業収入の変動が大きい法人に対する特例

B-3 合併特例 P.29
事業収入を比較する2つの月の間に合併を行った法人に対する特例
 履歴事項全部証明書

B-4 連結納税特例 P.31
連結納税を行っている法人に対する特例
 連結法人税の個別帰属額等の届出書
 該当の法人の売上台帳(2020年分)

B-5 罹災特例 P.32
2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を有する法人に対する特例
 罹災証明書等

B-6 法人成り特例 P.33
事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化した者に対する特例
 法人設立届出書又は個人事業の開業・廃業届出書 履歴事項全部証明書

B-7 NPO法人や公益法人等特例 P.37
特定非営利法人及び公益法人等に対する特例
 履歴事項全部証明書又は根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可されていることがわかる書類等

は特例の場合に追加で必要になる主な証拠書類等

個人

証拠書類等及び給付額の算定に関する特例

A: 証拠書類等に関する特例

A-1 2019年分の確定申告の義務がない、その他相当の事由により提出できない場合 P.26, 27
 2019年分の市町村民税・特別区民税・都道府県民税の申告書類の控え

A-2 「確定申告期限の柔軟な取扱いについて」(令和2年4月6日国税庁)に基づき、2019年分の確定申告を完了していない場合又は住民税の申告期限が猶予されており当該申告が完了していない場合その他相当の事由により提出できない場合 P.26, 27
 2018年分の確定申告書類等の控え又は2018年分の住民税の申告書類の控え

B: 給付額に関する特例

B-1 新規開業特例 P.28
2019年1月から12月までの間に開業した者に対する特例
 開業・廃業等届出書又は事業開始等申込書
※開業日・開始年月日が2019年12月31日以前かつ提出日が2020年4月1日以前
 2019年分の確定申告書

B-2 季節性収入特例 P.31
月当たりの事業収入の変動が大きい者に対する特例

B-3 事業承継特例 P.32
事業収入を比較する2つの月の間に事業承継を受けた者に対する特例
 個人事業の開業・廃業等届出書
※「開業」と「承継」を示す
 2019年分の確定申告書

B-4 罹災特例 P.34
2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を有する者に対する特例
 罹災証明書等

は特例の場合に追加で必要になる主な証拠書類等